# 第1章

計画の基本的な考え方

#### 1 計画を定めた背景

本市では、平成11年12月に、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「倉敷市環境基本条例」を制定しました。この条例のもと、平成12年2月に、本市で最初の「倉敷市環境基本計画」を策定し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、京都議定書の発効や新たな法律の制定、船穂町及び真備町の合併による市域の 拡大などにより、平成19年3月に「倉敷市環境基本計画」の改定を行いました。

さらに、平成23年3月には、計画期間の満了や、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、新たに「地球温暖化対策の取組」を基本目標に加え、施策に「環境と地域経済の調和」や「子どもの環境教育」などを追加した「倉敷市第二次環境基本計画」を策定し、各取組を進めてきました。

この第二次環境基本計画の計画期間が満了するまでの間、少子高齢化の進行や、多発する自然災害と深刻化する環境問題など、本市を取り巻く状況はさらに変化しています。

平成27年9月には、国連サミットにおいて、「SDGs (持続可能な開発目標)」が全会一致で採択されました。SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、「住み続けられるまちづくりを」など17の目標(ゴール)と、令和12年(2030年)までに達成すべき169の具体的な成果目標(ターゲット)から構成されています。日本でも、国を挙げてSDGsの取組を積極的に進めており、令和2年7月、倉敷市は、SDGsの達成に向けた優れた取組を行う都市として「SDGs未来都市」に認定されました。

また国は、平成30年4月、我が国の今後約5年間の環境施策の方向性を定めた第五次環境基本計画を閣議決定しており、この計画では、環境・経済・社会の統合的向上及び脱炭素化・SDGsの実現に向け、「地域循環共生圏<sup>注1</sup>」という考え方が示されています。

さらに、令和2年10月、菅内閣総理大臣の所信表明演説では、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことが宣言されました。

一方、本市においては、西日本を襲った平成30年7月豪雨によって、未曽有の大災害が起こりました。その復旧・復興に全力を注いでおりますが、自然災害への備えが強く求められているところです。加えて直近では、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しており、「新たな生活様式<sup>注2</sup>」を取り入れるなど、市民生活にも大きな影響を与えているところです。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、この度、時代に即した計画となるよう前計画を全面的に見直し、今後の取組の方向性を示す新たな環境基本計画を策定しました。本計画では、SDGsの理念を踏まえるとともに、防災・減災の視点を取り入れています。

- (注1) 「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつ つ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が 最大限に発揮されることをめざす考え方であり、地域でのSDGSの実践(ローカルSDGS)をめざすもの。
- (注 2) 「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルスを想定した生活様式のことで、感染拡大を予防するため、マスクの着用、3密(密集・密接・密閉)の回避など、それぞれの日常生活において行うもの。

#### 2 計画の役割

本計画は、「倉敷市環境基本条例」第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、市民や事業者などと協働して施策を進めるための指針となるものです。

#### 【倉敷市環境基本条例 第3条(基本理念)】

- 1 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な 生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民 がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保される とともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべて の者の参加の下に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

倉敷市環境基本条例では、環境の保全等の基本理念や、市、事業者、市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、環境施策の基本事項を定めています。



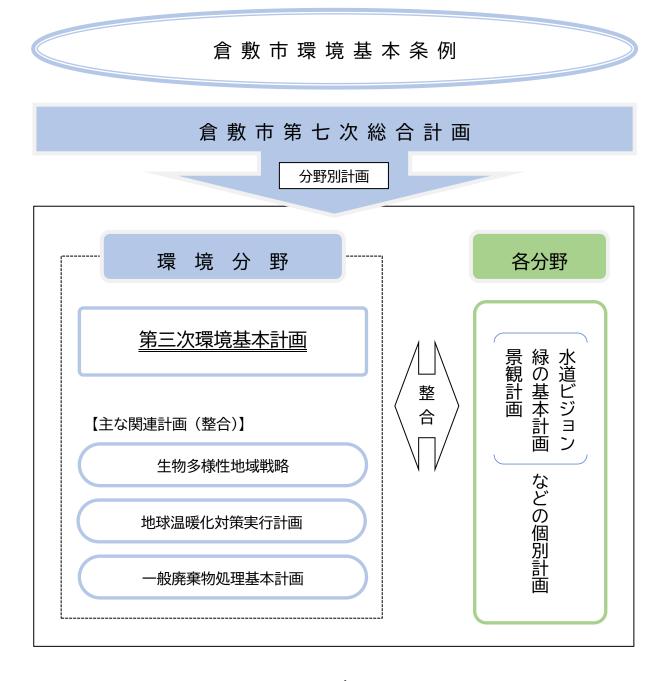
くらしき環境キャラクター「くらいふ」

#### 3 計画の位置付け

本計画は、「倉敷市環境基本条例」に基づく計画で、市の最上位計画である「倉敷市第七次総合計画」に掲げられた将来像を、環境面から実現するための役割を担います。

環境分野における基本目標や施策などを明らかにし、市民や事業者などの各主体の役割なども示しており、各分野の個別計画の環境施策などを実施するにあたり基本となるものです。

### 【本計画の位置付け】



# 4 計画の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

(1) 自然環境 … 動物、植物・植生、生態系、生物多様性 など

(2) 都市環境 … 景観、歴史的町並み、緑化 など

(3) 生活環境 … 大気、水質、土壌、有害物質、廃棄物 など

(4) 地球環境 … 気候変動、エネルギー など

# 5 計画の期間

本計画の計画期間は、「倉敷市第七次総合計画」に合わせ、次のとおりです。

計画期間:令和3年度から令和12年度までの10年間

# 【本市の環境基本計画の変遷】

計画名称	計画期間
① 倉敷市環境基本計画	平成13年度 ~平成22年度
② 倉敷市環境基本計画 改定版	改定時~平成22年度
③ 倉敷市第二次環境基本計画	平成23年度 ~令和2年度
④ 倉敷市第三次環境基本計画	令和3年度 ~令和12年度

#### 6 計画の構成

本計画は、次の章から構成しています。

- 第1章 「計画の基本的な考え方」では、計画を定めた背景、役割、位置付け、範囲、 期間などを示しています。
- 第2章 「めざすまちの姿」では、この計画がめざす環境イメージと5つの基本目標、 共通目標を掲げるとともに、SDGsの理念を踏まえながら、それらを実現 するための施策などを示しています。
- 第3章 「目標達成のための取組」では、めざすまちの姿を取り巻く現状と課題、実現に向けた施策、達成状況を測る"ものさし"となる環境指標や目標値を示しています。
- 第4章 「市民・事業者に求められる取組」では、市民、事業者が環境に配慮して取り組んでいただく指針を示しています。 また、地区ごとに重点的に取り組む内容を示しています。
- 第5章 「計画の推進」では、行政などの計画の推進体制や、進行管理方法を示して います。
- 資料編 倉敷市環境基本条例などの参考資料を掲載しています。